ロ　イのほか、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に日本国内において行われた優生手術等（(イ)から(ニ)までに掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）

(イ)　母体の保護

(ロ)　子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

(ハ)　本人が子を有することを希望しないこと。

(ニ)　(ハ)に掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること。

(3)　この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいうこととした。（第二条第三項関係）

イ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた日（ロにおいて「手術日」という。）からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていた者

ロ　手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

(4)　この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

イ　昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に、旧優生保護法第一二条第一項、第一四条第一項又は第一五条の規定により行われた人工妊娠中絶（母体の保護又は暴行等により姦淫されて妊娠したことのみを理由としてこれらの規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

ロ　イのほか、昭和二三年九月一一日から平成八年九月二五日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第二条第二項に規定する人工妊娠中絶をいう。5(一)において同じ。）であって、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの

(イ)　らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第一四条第一項第一号から第三号までに掲げる者

(ロ)　イの人工妊娠中絶を受けた者又は(イ)の者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

3　補償金等の支給

(一)　補償金の支給

(1)　補償金の支給

イ　国は、この法律の定めるところにより、次に掲げる者に対し、補償金を支給することとした。（第三条第一項関係）

(イ)　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者

(ロ)　特定配偶者

ロ　(イ)又は(ロ)の者が死亡したときは、その者の補償金の支給を請求することができることとした。（第三条第二項関係）

ハ　補償金の支給を受けることができる遺族は、(イ)又は(ロ)の者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曽孫又は甥姪とすることとした。（第三条第三項関係）

ニ　補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、ハに規定する順序によることとした。（第三条第四項関係）

ホ　補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこととした。（第三条第五項関係）

(2)　補償金の額

イ　補償金の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすることとした。（第四条関係）

(イ)　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者　一、五〇〇万円

(ロ)　特定配偶者　五〇〇万円

(3)　補償金に係る認定等

イ　内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定（(一)において「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給することとした。（第五条第一項関係）

ロ　イの補償金の支給の請求（(一)において単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができることとした。（第五条第二項関係）

ハ　請求は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過したときは、することができないこととした。（第五条第三項関係）

(4)　請求書の提出等

イ　請求をしようとする者は、内閣総理大臣（都道府県知事を経由してされる場合は、当該都道府県知事）に、氏名及び住所又は居所、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯等を記載した請求書（ロ及び(5)において単に「請求書」という。）を提出しなければならないこととした。（第六条第一項関係）

ロ　都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならないこととした。（第六条第二項関係）

(5)　請求に係る都道府県知事及び内閣総理大臣による調査

イ　都道府県知事による調査

(イ)　請求書の提出を受けた場合の調査

①　都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとすることとした。（第七条第一項関係）

②　都道府県知事は、請求書にその都道府県においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、当該都道府県の区域内の市町村、医療機関、障害者支援施設、児童福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとすることとした。この場合において、当該結果の報告を受けたときは、当該都道府県知事は、その内容を内閣総理大臣に通知するものとすることとした。（第七条第二項及び第三項関係）

(ロ)　内閣総理大臣から通知を受けた場合の調査

①　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨をａ又はｂに定める都道府県知事に通知するものとすることとした。（第七条第四項関係）

ａ　都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき　当該都道府県の知事